

答申第 345 号

平成 20 年 3 月 24 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書一部公開処分に関する第三者からの不服申立て  
について（答申）

平成 19 年 10 月 29 日付けで諮問された特定の墓地計画に係る協議書類一部公開の件（その 3）（諮問第 395 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

特定の墓地等経営計画協議書の添付書類のうち、墓地を經營しようとする理由を記載した書類の一部及び宗教法人の規則を公開するとしたことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、不服申立人が提出した、特定の墓地（以下「本件墓地」という。）の經營計画（以下「本件計画」という。）に係る墓地等經營計画協議書の添付書類（以下「本件行政文書」という。）を、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成 19 年 9 月 26 日付けで一部公開するとした処分（以下「本件処分」という。）のうち、本件墓地を經營しようとする理由を記載した書類（以下「本件理由書」という。）及び宗教法人の規則（以下「本件法人規則」という。）を非公開とすることを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

#### ア 本件理由書について

本件理由書に記載されている事項は、神奈川県墓地等の經營の許可等に関する条例（以下「墓地条例」という。）に基づき開催する説明会における説明事項に該当しない。また、本件理由書には檀家数、墓地数等の状況だけではなく、不服申立人の経済的事実及び資金的な方針並びに檀信徒家族及び縁故者の個人的事情が明記されている。

したがって、本件理由書を公開することにより、本件墓地の經營の許可に係る事前審査を受ける権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

#### イ 本件法人規則について

本件法人規則を公開することにより、本件墓地の經營の許可に係る事前審査を受ける権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

### 3 実施機関（保健福祉事務所）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件理由書の一部及び本件法人規則を公開するとした理由は、次のとおりである。

#### (1) 墓地等の経営許可に係る手続について

墓地等の経営の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、墓地条例第4条の規定により、あらかじめ墓地等経営計画協議書（以下「協議書」という。）を知事に提出し、協議を行うこととされている。また、申請者は、墓地条例第5条第1号の規定により、墓地等経営計画の概要を記載した標識を設置することとされている。さらに、同条第2号の規定により、墓地等の近隣の土地又は建物の所有者、住民、学校の管理者等（以下「近隣住民等」という。）に対し、墓地等経営計画の概要について説明会を開催することとされている。

本件行政文書は、墓地条例第4条の規定に基づき不服申立人が提出した、本件計画に係る協議書の添付書類である。

#### (2) 本件理由書について

申請者は、墓地条例第4条第3項第4号の規定により、墓地等を経営しようとする理由を記載した書類を協議書に添付することとされている。

本件理由書は、同号の規定に基づき不服申立人が提出した文書であり、本件墓地の面積及び区画数のほか、本件墓地の必要性、設置後の管理方法等が記載されている。

#### (3) 本件法人規則について

申請者は、墓地条例第4条第3項第7号の規定により、公益法人の定款若しくは寄附行為又は宗教法人法第12条第1項に規定する宗教法人の規則を協議書に添付することとされている。

本件法人規則は、墓地条例第4条第3項第7号の規定に基づき不服申立人が提出した文書であり、目的、名称、所在地のほか宗教法人の運営に係る基本的事項が記載されている。

#### (4) 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第2号該当性について

ア 墓地条例は、墓地等経営計画の概要を記載した標識又は近隣住民等へ

の説明会において、墓地等を経営しようとする理由を明示することを申請者に対して義務付けていない。しかし、墓地等を設置する理由、設置後の管理方法等については、近隣住民等への説明会において説明を求められた場合、申請者として説明すべき情報であると考えられる。また、墓地等経営計画周知のため標識を設置した後においては、申請者の計画内容は確定していることから、墓地等を設置する理由、設置後の管理方法等は、近隣住民等への説明会において公にすることが予定されている情報である。

したがって、本件理由書に記載されている情報のうち、法人の内部管理に関する情報に該当すると思料される檀家数、墓地数等の状況を除き、申請者として説明すべき情報は、公開しても不服申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第5条第2号に該当しないと判断した。

イ 本件法人規則は、宗教法人法第14条の規定に基づき、所轄庁である知事の認証を受けたものであって、本件法人規則に記載されている事項は、宗教法人の運営に係る基本的事項である。

したがって、公開することにより不服申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第5条第2号に該当しないと判断した。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 本件不服申立てについて

不服申立人は、条例第12条第3項に規定する第三者であり、本件不服申立ての対象は、本件処分において公開するとされた情報のうち、本件理由書及び本件法人規則に係る情報であると認められることから、当該情報について、以下、検討する。

##### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、墓地条例第4条の規定に基づき不服申立人が提出した、本件計画に係る協議書の添付書類である。

##### (3) 本件理由書について

本件理由書は、本件行政文書のうち、墓地条例第4条第3項第4号の規定に基づき提出された文書であり、区画数及び区画面積などの申請規模の必要性、維持管理の方法等のほか、宗教法人の代表役員の氏名及び印影が記載されている。

(4) 本件法人規則について

本件法人規則は、本件行政文書のうち、墓地条例第4条第3項第7号の規定に基づき提出された文書であり、法人の名称、事務所の所在地、目的などの宗教法人の運営に係る事項のほか、宗教法人の代表役員等の氏名及び印影が記載されている。

(5) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件理由書に記載されている宗教法人の代表役員の氏名及び本件法人規則に記載されている宗教法人の代表役員等の氏名は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別できることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 本件理由書に記載されている宗教法人の代表役員の氏名及び本件法

人規則に記載されている宗教法人の代表役員等の氏名は、何人も閲覧等が可能な情報又は慣行として公にされている情報であると認められることから、条例第5条第1号ただし書ア又はイに該当すると判断する。

(6) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

イ 墓地条例第5条第2号が、近隣住民等への説明会を開催しなければならないことを規定している趣旨は、墓地の経営が公益性を有すると同時に、近隣住民等の迷惑となる可能性があることから、申請者に近隣住民等への説明責任を課したものであると解される。

同号の趣旨から考えると、本件理由書に記載されている申請規模の必要性、維持管理の方法等に係る情報は、不服申立人が本件計画に係る説明会において説明を求められた場合、申請者として説明すべき情報であると認められる。

したがって、本件理由書に記載されている申請規模の必要性、維持管理の方法等に係る情報は、公開しても不服申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、条例第5条第2号に該当しない。

ウ 本件法人規則に記載されている宗教法人の運営に係る事項は、いずれも法人運営に係る基本的事項であり、公開することにより不服申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、同号に該当しない。

エ 本件理由書及び本件法人規則に記載されている宗教法人の代表役員の印影の公開と、印章偽造等の犯罪行為との関連は直接的なものではないことから、当該印影は、公開しても不服申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、同号に該当しない。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 19 年 10 月 31 日	○ 諮問書を受理
11 月 27 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
12 月 19 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
12 月 26 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 20 年 1 月 22 日 (第 69 回部会)	○ 審議
2 月 8 日 (第 70 回部会)	○ 審議



神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者 部 会 員
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
玉巻 弘光	東海大学教授	
辻山 栄子	早稲田大学教授	部 会 員
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	
堀部 政男	一橋大学名誉教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成 20 年 3 月 24 日現在) (五十音順)